

一般社団法人メディエーターズ 設立趣意書

平成25年3月5日

設立時社員 安 藤 信 明

設立時社員 田 中 圭 子

我が国にメディエーションの思想を広め、「well-being な社会」を実現するために、本格的メディエーション機関として、一般社団法人メディエーターズを設立します。

【設立にあたっての理念】

1 人が本来持っている力を回復した上での自己決定を尊重する。

人は、他人との間に悩みやもめごとを抱えたとき、自分自身が分からなくなると同時に、相手との関係性もまた見えにくくなり、今後どうするかということが自分自身で決定することが難しい負のスパイラル状況が生まれてしまいます。

そんな時大切なのは、それぞれの人が本来持っている力を回復し、その状況を自分で認識することにより、他者のことも尊重した上での自己決定をするプロセスです。その自己決定のプロセスは、その後のその人の生き方にも影響を与えるものであると思います。

自己の思いと他者を尊重するプロセスを経た自己決定の実現を支援し、すべての人がより良い人生を実現することができることを目的として実施するメディエーションの担い手であるメディエーターの集合体としてこの法人を設立します。

2 一人ひとりが大切にされる社会を実現したい。

私たちが実施するメディエーションは、それぞれが本来持っている力を信じ、その力が最大限に発揮できる場を一緒に創りながら、自己決定のプロセスをそっと見守り、さらに自己決定の実現に向けて一緒に行動していくことも含んでいます。そのためには、従来の形式や考え方にとらわれることなく、一人ひとりにあわせた柔軟な姿勢が必要です。

具体的には、対立やもめごとが起きた時には、当事者本人も周囲の人も、もめごとの本当の相手は誰なのか分からなくなってしまうことがあります。そこ

で、私たちは、一方的に誰かを相手と決め付けて攻撃するのではなく、それぞれの方たちに寄り添い、本人にとって問題は何なのか、そしてどうすればより良くなるのかを一緒に考えていく時間を大切にしたいと考えています。

3 より良い地域や社会をつくりたい。

私たちは、メディエーションを通し、人と人が違いを受け入れ、わかりあい、そして自分たちで次にすべきことを考えていこうとする気持ちが社会をより良くすることに繋がると考え、地域づくりそして社会づくりに貢献できると考えています。

また、個人の問題でなく地域や社会の問題にもメディエーションの手法は効果的な場合があります。集団での意思決定の場にもメディエーションの経験を生かしていきたいと思えます。

【主な実施予定事業の概要】

1 相談、メディエーションの実施

ADR法の認証を受け、様々な問題に関して相談及びメディエーションを実施します。また、ADR法に規定されない民事上の紛争でない問題についても、相談及びメディエーションを実施します。また、スーパービジョン等の方法によりメディエーターの質の維持向上をはかります。

2 ケアコミュニケーション（高齢者問題）・プロジェクト（仮称）

介護施設や福祉施設などにおいて発生した入所者同士や施設職員と入所者間の紛争などに関して相談を受け、メディエーションを実施します。また、施設において「メディエーションチーム」を設置するためのトレーニングを実施するとともに継続的なサポートを行います。

3 子どもメディエーション・プロジェクト（仮称）

いじめ、ひきこもりなどの子どものもめごとや子どもたちの生活をめぐる問題を子どもたち自身の力で解決する力や考え方を身につけるためのワークショップ等を小学校や中学校はじめ学校及び地域で実施し、子どもメディエーションの実施、さらには「子どもメディエーションセンター」設立を目指します。

4 調査研究、講演、出版

以上の事業に関する調査研究、講演、出版などを行います。

以上